平成２１年（フ）第３７３号
埼玉県行田市城西２丁目８番27号
債務者　倉田和歌子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第９５０号
福岡市博多区美野島１－８－18－１クレセント博多102号室
債務者　菅原　博道
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　純二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３８７号
福岡県筑紫野市大字俗明院158番地　1220号
債務者　大石　芳憲
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向原栄大朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月21日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３５２号
福岡県太宰府市大佐野２丁目３番１号
債務者　飛松　正則
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市丸　信敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６９３２号
大阪市西淀川区大和田５丁目21番４号
債務者　西野　旬矢
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細田　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２５６号
神戸市中央区山本通４丁目７番19―501号
債務者　アズマパールこと　東　　式輝
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢形幸之助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２５７号
神戸市中央区山本通４丁目７番19―501号
債務者　東　　一美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢形幸之助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月10日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３５５号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北５丁目８番16号
債務者　水摩　順治
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津田　聰夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７０５９号
大阪府池田市井口堂１丁目３番10号
債務者　冨永　和幸
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白﨑　識隆
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０８３号
大阪府吹田市垂水町２丁目35番２―609号
債務者　鈴江加容子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２２０７号
愛知県常滑市熊野町４丁目220番地
債務者　渡邊　泰一
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８２号
岐阜県大垣市墨俣町墨俣316番地１
債務者　太田　信彦
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
岐阜県大垣市墨俣町墨俣316番地１
債務者　太田　千栄
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
岐阜県大垣市南若森町516番地１
債務者　海老つな子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
岐阜県安八郡安八町城２丁目946番地の10
債務者　金森　秀夫
1　決定年月日時　平成21年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２２１７号
愛知県知多市清水が丘２丁目804番地
ビューラー清水が丘206
債務者　北の国からこと　近澤　孝志
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４２３号
愛知県半田市乙川新町１丁目４番地　県営乙川住宅３棟612号
債務者　西山　直征（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２７号
愛知県西尾市桜町奥新田16番地１　グローリアス西尾桜町1403号室
債務者　吉川　計昭
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係